



熊本県公報

第 1 2 5 6 7 号
平成 28 年 11 月 1 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 県道の路線の廃止…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 2
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生…………… (畜産課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 6
- 熊本県庶務事務システム用サーバ機器等の借入に係る一般競争入札の参加資格等…………… (総務事務センター) 6

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 7
- 熊本県災害廃棄物処理監理業務委託の契約者等の決定…………… (循環社会推進課) 7
- 熊本県庶務事務システム用サーバ機器等の借入に係る一般競争入札の実施…………… (総務事務センター) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 13

告 示

熊本県告示第 9 3 1 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止することとする。

その関係図面は、平成 28 年 11 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 路線名、起点、終点、重要な経過地

| 路線番号 | 路 線 名 | 起 終 点 | 重要な経過地 | 道路法第 7 条第 1 項該当号 | 備 考 |
|------|--------|-------------------------------------|--------|------------------|-----|
| 190 | 湯前停車場線 | 球磨郡湯前町湯前停車場 一般国道 219 号出合(球磨郡湯前町) | | 5 | |

2 路線を廃止する期日 平成 28 年 11 月 1 日

熊本県告示第 9 3 2 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 28 年 11 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|----|-------------------|--------------|-----|
| 一般県道 | 引地本町線 | 天草市本町本字矢英 7068番1地先から 同所 7068番2地先まで | 前 | 12.9 ～ 32.6 | 17.0 | 単道改 |
| | | | 後 | 11.1 ～ 31.1 | | |

2 区域を変更する期日 平成28年11月1日

熊本県告示第933号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|----|-------------------|--------------|-----|
| 一般県道 | 氷川八代線 | 八代郡氷川町高塚 1519番1地先から 同所 1514番1地先まで | 前 | 4.6 ～ 11.6 | 180.4 | 単道改 |
| | | | 後 | 4.6 ～ 11.6 | | |
| | | | | 10.1 ～ 19.4 | 164.4 | |

2 区域を変更する期日 平成28年11月1日

熊本県告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年11月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|----|-------------------|--------------|-----|
| 一般県道 | 鹿野赤迫線 | 八代郡氷川町大野字中ノ間 887番3地先から 同所 868番1地先まで | 前 | 9.3 ～ 10.4 | 49.6 | 単道改 |
| | | | 後 | 12.8 ～ 21.7 | | |

2 区域を変更する期日 平成28年11月1日

熊本県告示第935号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・3・8号二本木新大江線
- 3 事業施行期間 平成5年3月12日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第936号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。
平成28年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 病 名 | 区分 | 発 生 年 月 日 | 発生場所 | 発生戸数及び頭数 | 摘要 |
|------|----|-------------|-------|----------|-----|
| ヨーネ病 | 患畜 | 平成28年10月18日 | 球磨郡錦町 | 1戸1頭 | 乳用牛 |

熊本県告示第937号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成28年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区 域 の 名 称 | 区域の所在地 | 区 域 の 表 示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------|--------|-----------|---------------------|
| 宮ノ下-1 | 和水町江田 | 別図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第938号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成28年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区 域 の 名 称 | 区域の所在地 | 区 域 の 表 示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------|--------|-----------|---------------------|-------------------------------|
| 稲田川（大谷） | 和水町瀬川 | 別図1のとおり | 土石流 | 別図1のとおり |
| 稲田川 | 和水町瀬川 | 別図2のとおり | 土石流 | 別図2のとおり |
| 馬場（馬場1）-1 | 和水町江田 | 別図3のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 馬場（馬場1）-2 | 和水町江田 | 別図4のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 馬場（馬場1）-3 | 和水町江田 | 別図5のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 馬場（馬場1）-4 | 和水町江田 | 別図6のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 馬場（馬場1）-5 | 和水町江田 | 別図7のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 石場 | 和水町江田 | 別図8のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |

| | | | | |
|-------------|----------|----------|---------|----------|
| 浦の谷-1 | 和水町原口 | 別図9のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 浦の谷-2 | 和水町原口、前原 | 別図10のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 浦の谷-3 | 和水町原口 | 別図11のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 鶯原 | 和水町瀬川 | 別図12のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 坂ノ下-1 | 和水町瀬川 | 別図13のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 坂ノ下-2 | 和水町瀬川 | 別図14のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 宮ノ下-2 | 和水町江田 | 別図15のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 小原下 | 和水町江田 | 別図16のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 用木-1 | 和水町用木、江田 | 別図17のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 用木-2 | 和水町用木、江田 | 別図18のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 江田(寺山) | 和水町用木、江田 | 別図19のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 内田2(竈門2) | 和水町竈門 | 別図20のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 本村(立石) | 和水町原口 | 別図21のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 前原2 | 和水町前原 | 別図22のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 立石1 | 和水町原口、江田 | 別図23のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 中路1 | 和水町原口、江田 | 別図24のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 馬場(馬場2)-1 | 和水町江田 | 別図25のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 馬場(馬場2)-2 | 和水町江田 | 別図26のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 米渡尾(江光寺) | 和水町江田 | 別図27のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 前野1(米渡尾1)-1 | 和水町米渡尾 | 別図28のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 前野1(米渡尾1)-2 | 和水町米渡尾 | 別図29のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 白石2-1 | 和水町瀬川 | 別図30のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 白石2-2 | 和水町瀬川 | 別図31のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 長野(白石3) | 和水町瀬川 | 別図32のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |

| | | | | |
|-------------|-----------|-------------|---------|-------------|
| 牧野 2 | 和水町江田 | 別図 3 3 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 3 3 のとおり |
| 宮地 1 (寺山 1) | 和水町江田 | 別図 3 4 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 3 4 のとおり |
| 瀬戸 1 (白石 4) | 和水町瀬川 | 別図 3 5 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 3 5 のとおり |
| 天御子 | 和水町竈門 | 別図 3 6 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 3 6 のとおり |
| 蛇田 | 和水町竈門 | 別図 3 7 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 3 7 のとおり |
| 長溝 | 和水町原口、前原 | 別図 3 8 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 3 8 のとおり |
| 龍ノ草 | 和水町前原 | 別図 3 9 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 3 9 のとおり |
| 米渡尾 2 | 和水町原口、米渡尾 | 別図 4 0 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 0 のとおり |
| 米渡尾 3 | 和水町米渡尾 | 別図 4 1 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 1 のとおり |
| 東屋敷 | 和水町米渡尾 | 別図 4 2 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 2 のとおり |
| 白岸 | 和水町江田 | 別図 4 3 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 3 のとおり |
| 長野 1 | 和水町江田 | 別図 4 4 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 4 のとおり |
| 長野 2 | 和水町江田 | 別図 4 5 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 5 のとおり |
| 筒井迫 | 和水町米渡尾 | 別図 4 6 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 6 のとおり |
| 長力 | 和水町瀬川 | 別図 4 7 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 7 のとおり |
| 東長力 | 和水町瀬川、江田 | 別図 4 8 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 8 のとおり |
| 西鶯原 | 和水町瀬川 | 別図 4 9 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 9 のとおり |
| 松坂 | 和水町瀬川 | 別図 5 0 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 5 0 のとおり |
| 亀甲 | 和水町瀬川 | 別図 5 1 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 5 1 のとおり |
| 大平 | 和水町瀬川 | 別図 5 2 のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図 5 2 のとおり |

(別図 1 から別図 5 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 9 3 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区 域 の 名 称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------|--------|---------|---------------------|-------------------------------|
| 岩ヶ野B（東浦） | 山江村山田 | 別図1のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 下払G | 山江村山田 | 別図2のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |

（別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第940号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 区 域 の 名 称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------|--------|----------|---------------------|-------------------------------|
| 広瀬 | 水上村岩野 | 別図1のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 坂下A | 水上村岩野 | 別図2のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 坂下E | 水上村岩野 | 別図3のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 小川内G-1 | 水上村岩野 | 別図4のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 小川内G-2 | 水上村岩野 | 別図5のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 小川内J | 水上村岩野 | 別図6のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 小川内K-1 | 水上村岩野 | 別図7のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 小川内K-2 | 水上村岩野 | 別図8のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 小川内L | 水上村岩野 | 別図9のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 小川内M | 水上村岩野 | 別図10のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |

（別図1から別図10までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第941号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県庶務事務システム用サーバ機器等の借入れ

- 2 入札参加資格
 18年熊本市告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち、業種が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示する。必要書類を添付し、(2)に掲げる提出場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。)
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 告示の日から平成28年11月17日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日(閉庁日を除く。)まで行う。

公 告

熊本県公告第652号
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
 平成28年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ベスト電器光の森店
 菊池郡菊陽町光の森七丁目47番3ほか
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の名称
 (変更前) 東京センチュリーリース株式会社
 (変更後) 東京センチュリー株式会社
- 3 変更の年月日
 平成28年10月1日
- 4 届出年月日
 平成28年10月14日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
 平成28年11月1日から平成29年3月1日まで

熊本県公告第653号
 特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
 平成28年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 特定役務の名称及び数量
 熊本県災害廃棄物処理監理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 3 熊本県環境生活部環境局循環社会推進課災害廃棄物処理支援室
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
契約の相手方を決定した日
平成28年9月30日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社建設技術研究所熊本事務所
熊本中央区神水一丁目3番1号 ヨネザワ熊本県庁前ビル4階B
- 5 契約金額
48,600,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,600,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。

熊本県公告第654号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県庶務事務システム用サーバ機器等の借入れ
- (2) 借入物品及び数量
熊本県庶務事務システム用サーバ機器等 一式
- (3) 借入物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局総務事務センター総務・システム班
- (4) 借入物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
- (5) 借入物品の規格、品質等
要求仕様書による。
- (6) 借入期間
平成29年1月1日から平成33年12月31日まで
- (7) 納入期限
平成28年12月28日（水）
- (8) 借入場所
要求仕様書による。
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札者による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札者決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、業種が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加す

るための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のア～エの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成28年11月17日（木）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 別紙「機能等証明書について」で示す機能等証明願に納入しようとする物品の仕様を示す書類を添付し、平成28年11月17日（木）までに、1(3)の発注・契約等証明書」による。）を受けた者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能等証明書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、当該書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して

電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、書面により提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び

熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札をする場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面により提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参

により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成28年11月29日（火）午後5時まで

(4) 提出先

1(4)に掲げる入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年11月29日（火）午後5時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年12月13日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年12月12日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成28年12月13日（火）午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年12月12日（月）午後5時（必着）までに(4)に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」とし、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を希望する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」とし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を希望する場合は、「業務の名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(3)に掲げる発注・契約担当部局

熊本県総務部総務私学局総務事務センター総務・システム班

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ先

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（要求仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）

熊本県総務部総務私学局総務事務センター総務・システム班

電話番号 096-333-2123

ファックス番号 096-382-3291

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

A set of servers and other supplies for
"Kumamoto Prefectural General affairs office work System"

(2) Date and Place for tender

Date: December 13th 2016 10:00 a.m.

Place: The second floor Management and Purchasing Division room.

Main Building Prefectural Office of Kumamoto

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

General affairs office work Center,

Department of General affairs,

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2123

(4) Others

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第655号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---------------|-----------|---------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 農事組合法人かしま広域農場 | 上益城郡嘉島町上島 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉字火渡1461番3ほか1筆 |

2 認可年月日

平成28年10月25日

熊本県公告第656号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|----------|---------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 児玉 吉廣 | 阿蘇郡高森町草部 | 阿蘇郡高森町大字草部字竹ノ口1953番 |

| | | |
|-------|-----------|-------------------------|
| 徳丸 和也 | 阿蘇郡高森町上色見 | 阿蘇郡高森町大字高森字諾ノ男3046番ほか1筆 |
| 川部 喜一 | 阿蘇郡高森町芹口 | 阿蘇郡高森町大字草部字灰原2539番ほか8筆 |
| 津留 孝二 | 阿蘇郡高森町高森 | 阿蘇郡高森町大字高森字林64番1ほか7筆 |
| 山永 宏 | 阿蘇郡高森町津留 | 阿蘇郡高森町大字野尻字野尻629番ほか11筆 |
| 藤本 辰博 | 阿蘇郡西原村小森 | 阿蘇郡高森町大字色見字下西丁2020番ほか4筆 |
| 児玉 聖司 | 阿蘇郡高森町色見 | 阿蘇郡高森町大字色見字西丁1904番1 |

2 認可年月日
平成28年10月25日

熊本県公告第657号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|-----------------|-----------|--------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 農事組合法人美農里かわうら | 天草市河浦町河浦 | 天草市河浦町河浦字上新田1792番2ほか3筆 |
| 農事組合法人あまくさ夢有ランド | 天草市有明町下津浦 | 天草市有明町下津浦字樋ノ河内2104番4ほか2筆 |

2 認可年月日
平成28年10月25日

熊本県公告第658号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|----------|-----------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 星原 直一 | 宇城市松橋町浅川 | 宇城市松橋町両仲間字中割2316番ほか8筆 |

2 認可年月日
平成28年10月25日

熊本県公告第659号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|----------|-----------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 松岡 陽生 | 菊池市七城町水次 | 菊池市七城町水次字泉水田170番1ほか4筆 |

| | | |
|-------------------|-----------|--|
| 有限会社火の国ファーム | 菊池郡菊陽町原水 | 菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5717番4ほか2筆 |
| 龍 幸太 | 玉名郡南関町肥猪 | 玉名郡南関町大字肥猪字大平2709番2ほか3筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字茶ノ木浦5番3 ほか1筆〕 |
| 岩下 俊則 | 玉名郡南関町肥猪 | 玉名郡南関町大字肥猪字柳田2219番ほか1筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字柳田2番4〕 |
| 農事組合法人グリーンファーム上板楠 | 玉名郡和水町上板楠 | 玉名郡和水町上板楠字萱原1418番 |

2 認可年月日
平成28年10月25日

熊本県公告第660号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|----------|---------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 中島 健作 | 山鹿市鹿本町中川 | 山鹿市鹿本町中川字豊崎249番ほか4筆 |

2 認可年月日
平成28年10月25日

熊本県公告第661号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|------------|------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 園田 邦雄 | 天草市本渡町本戸馬場 | 天草市本渡町本渡字口ノ原2235番2 |
| 吉永 岩根 | 天草市本渡町本渡 | 天草市本渡町本渡字堂面原3271番1ほか1筆 |
| 柴田 和弘 | 天草市有明町下津浦 | 天草市有明町下津浦字砂尾2526番3 |
| 鏡 幸一 | 天草市有明町下津浦 | 天草市有明町下津浦字平2372番1 |
| 中村 文人 | 天草市倉岳町宮田 | 天草市河浦町久留字丸友4262番ほか1筆 |
| 井口 義博 | 天草市河浦町久留 | 天草市河浦町久留字広浦4018番2 |

2 認可年月日
平成28年11月1日